

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

- ◇告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
字の区域の変更(〃)
- 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による診療所の廃止(〃)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 定期種畜検査の実施(畜産課)
- 公共測量の実施(管理課)
- 土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
- 都市公園の供用の開始(〃)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況(総務課)
採石業務管理者試験の実施(河川課)
- ◇雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)
- ◇正 誤 平成七年一月鳥取県告示第七十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、名和町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成七年三月一日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
名和町大字御来屋字前河原二九の五の地先	四、〇七四・〇二平方メートル

鳥取県告示第三百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称 大字御来屋字前河原	同上の区域（平成七年三月一日現在の地番による。） 大字御来屋字前河原二九の五の地先の公有水面埋立地
--------------------------	--

鳥取県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団榎谷医院	米子市大崎三〇三五	平成七年三月二十三日
コスモス薬局	米子市尾高二七七五―一	平成七年四月一日

鳥取県告示第三百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
榎谷医院	米子市大崎三〇三五	平成七年三月二十日

鳥取県告示第三百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石井内科医院	鳥取市布勢三三三―四	平成七年四月三日
松田内科クリニック	米子市尾高八六二―一八	〃
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六―一	〃
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九七九―一	〃
桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七	平成七年四月四日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目一〇―一六	平成七年四月五日
鳥取市立病院	鳥取市の場六一―	平成七年四月八日
吉中胃腸科医院	東伯郡東伯町大字九尾一〇二―一	〃

小川齒科医院	東伯郡関金町大字関金宿二六四一	〃
ノゾ医院	岩美郡国府町大字宮ノ下二七八	平成四年四月十日
福羅医院	倉吉市山根五三一	平成四年四月十五日
吉水医院	東伯郡三朝町大字本泉四一九一	〃
長谷齒科医院	八頭郡智頭町大字智頭一八六〇	〃
もりた薬局	鳥取市吉方町一丁目四三八	平成七年四月十日
鳥取駅コクミン薬局	鳥取市東品治町一一一一	平成七年四月十五日
安田薬局	米子市大篠津町五五一	〃

鳥取県告示第三百四十六号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成七年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成七年五月八日 午前十時	鳥取市国安 鳥取家畜保健衛生所	乳用牛、肉用牛、 豚及び馬
平成七年五月八日 午後一時	倉吉市大塚 中部家畜集合施設	〃

平成七年五月八日 午後三時	東伯郡赤碕町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場	〃
平成七年五月九日 午前十時	西伯郡岸本町大字久古 西部家畜市場	〃
平成七年五月九日 午後一時	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	〃
平成七年五月九日 午後三時	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	〃

鳥取県告示第三百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（三朝都市計画図修正及び一部追加）
- 二 作業期間 平成七年三月二十八日から平成七年六月十五日まで
- 三 作業地域 三朝町都市計画区域

鳥取県告示第三百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、米子市西三柳土地区画整理組合から米子市西三柳土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立米子駅前だんだん広場

二 位置

米子市明治町

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成七年四月二十日

〔別紙図面〕は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一 日時 平成七年四月二十日（木）午後三時五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 文化財の指定について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年四月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ポラリス2	株式会社高尾
〃	三国志2	〃
回胴式遊技機	ターゲットセブン	高砂電器産業株式会社
〃	ハットトリック	株式会社尚球社
ぱちんこ遊技機	ルンパ	株式会社三星
〃	国盗伝説	〃
〃	ガリバー	〃
〃	国盗伝説II	〃
〃	恐竜天国2C	豊丸産業株式会社
〃	アミーゴ2	〃
〃	ドラゴン伝説2	〃
〃	ウイニングロード	株式会社ソフイア
〃	ヘブンブリッジ	〃
〃	CRファイバーラングP	株式会社三共
〃	7ショットA	株式会社ニューギン
〃	エキサイトバーンA	〃
〃	スーパーバージョン2	株式会社藤商事
〃	カリゾ6	〃

公 告

鳥取県公文書公開条例(昭和63年3月鳥取県条例第2号)第17条の規定により、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成7年4月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求(任意的開示の申出)の件数及び処理状況

(件)

区 分	件 数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	非 開 示	取 下 げ
公文書開示請求	13	7	5	1	0
任意的開示の申出	2	0	2	0	0
合 計	15	7	7	1	0

2 公文書開示請求(任意的開示の申出)の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知 事	13	2	15
知 事(企業局)	0	0	0

教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
漁区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
合 計	13	2	15

3 公文書開示請求 (任意的開示の申出) の請求者別内訳

(件)

県の区域内に住所を有する者	13
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0
上記請求権者以外のものからの任意的開示の申出	2
合 計	15

4 不服申立ての件数及び処理状況

平成6年度において、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てはなされなかった。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第24回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成7年4月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)	2時間30分
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成7年6月6日(火) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験申込手続

次の書類を平成7年4月18日(火)から同年5月16日(火)までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。なお、郵送の場合は、平成7年5月16日(火)までの消印のあるもの限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真(手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮

影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成7年4月18日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成7年6月25日（日）	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成7年6月25日（日）	10時15分から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 県民文化会館

鳥取市扇町21 県民ふれあい会館

鳥取市生山111 鳥取工業高等学校

倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館

米子市東町160-1 米子市総合研修センター

米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター

米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

3 受験願書の受付期間

平成7年4月24日（月）から同年5月8日（月）まで（郵送による場合は、5月8日（月）までの消印のあるものに限って受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。

正 誤

平成七年一月鳥取県告示第七十五号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
八	上	前から七	五七五の三、
			五七五の三（国有林）、

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】